

平成25年 第12回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年 7月11日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成25年7月11日

## 東京都教育委員会第12回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 報 告 事 項

- (1) いじめ防止対策推進法施行に伴う対応について
- (2) 東京ジュニア科学塾について
- (3) 東京都における発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤の検討について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	庄 司 貞夫
	教育監	高 野 敬三
	総務部長	松 山 英幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明彦
	指導部長	金 子 一彦
	人事部長	岡 崎 義隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈久
	人事企画担当部長	加 藤 裕之
（書 記）	総務部教育政策課長	八 田 和嗣

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第12回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、T O K Y O M X社ほか2社、合計3社から、個人は、合計13名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。ただ、その前にT O K Y O M X社ほか1社、合計2社の頭撮りがございます。よろしくお願ひいたします。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、山口委員にお願いします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回6月13日開催の第10回定例会会議録については、先日お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第10回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回6月27日開催の第11回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

## 報 告

(1) いじめ防止対策推進法施行に伴う対応について

【委員長】 報告事項(1)いじめ防止対策推進法施行に伴う対応について、説明を、指導部長、よろしくお願ひします。

【指導部長】 いじめ防止対策推進法の概要につきまして、御説明いたします。

本年6月28日に公布、3か月後の9月28日に施行のこの推進法ですが、与野党6党の議員立法で成立いたしました。6章立て、第35条から成っております。本日はこの概要を説明いたしますとともに、この推進法の施行に伴いまして、東京都教育委員会として新たに取り組まなければならないことを中心に御報告させていただきます。

まず1枚目でございますが、概要を第1章から第6章の雑則まで示しております。

第1章の総則は、1、目的、2、定義、3、基本理念が示されておりますが、このうち2の定義につきましては、これまでの文部科学省の定義に変更が3点ございます。1行目の後半「在籍する学校に在籍している等」という限定が一つかかったということ、それから2行目の一番最後ですが、「物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）の「影響」という言葉は、これまでは「攻撃」という言葉でした。インターネットの<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷なども、このいじめに含まれるということが新たに盛り込まれています。また、3点目といたしまして、4行目「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛」という言い方になっておりますが、これまでは「精神的な苦痛」という言い方で行ってございました。このような定義が変更になっております。

第2章は、いじめ防止のための国、地方公共団体、学校が、それぞれのいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定するよう努めることが規定されております。また、2点目といたしまして、学校、教育委員会、以下その他の関係者から成るいじめ問題対策連絡協議会を設置できると基本方針で規定されております。

第3章は、学校の設置者、学校、国、地方公共団体が講ずべき基本的施策として、ここに書いております内容などが規定されております。

右側に行きまして、第4章は、主として学校がなすべきことを規定している章でございます。特に1の、学校は複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置するということが規定されております。このことは報道でもかなり大きく取り上げられました。また、2点目といたしまして、重大な被害のおそれがあるものなどにつきましては、直ちに警察に通報するなどの所轄警察署との連携が明確に規定されております。

第5章は、重大事態への対処が規定されておまして、いじめにより自殺するといった重大事態が発生した場合には、1点目として、学校、あるいはその設置者は組織を設けて調査を実施すること、2点目として、被害を受けた児童、保護者に対して必要な情報を提供しなければならないこと、3点目として、学校は重大事態が発生した旨を教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告することが規定されております。さらに、地方公共団体の長は、必要があると認める場合は、その調査の結果について更に調査を加えることができるといった内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、第1章から、左側に条文の趣旨、中央に条文、右側にこれまで東京都教育委員会がこの条文に関連して既に取り組んできた内容、また、この法律の趣旨を踏まえて、一層の充実を図る必要があるという内容を白丸、新たに今後取り組まなければならない内容を黒丸で右側に整理いたしました。本日は、この黒丸を中心に御説明申し上げます。

1枚おめくりください。下の第12条と第13条の右側、水色で網掛けをしております。第11条で、いじめ防止基本方針を文部科学大臣が定めることとなっております。9月28日の施行前には、国のいじめ防止基本方針が公表されると聞いております。

これを受けまして、第12条では、地方公共団体は、国のいじめ防止基本方針を参酌して地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるという努力義務の規定でございますが、これにつきましては、右側で示したとおり、東京都教育委員会としては、関係局と連携いたしまして、この基本方針を策定してまいりたいと考えております。

第13条は、学校ごとに、国、あるいは東京都の方針を踏まえ、学校の方針を定めることが規定されております。小・中学校につきましては、区市町村教育委員会とも連携して、この策定を支援してまいります。

1枚おめくりいただきまして、第14条でございます。第14条は、地方公共団体が条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるという規定がございます。これにつきましては、既に東京都には、東京都子供・若者問題対策会議の中に10の部会がございますが、そのうちの一つにいじめ部会というものが既がございます。しかしながら、子供・若者問題対策会議は条例で定められてはおりません。今後、いじめ問題対策連絡協議会の設置につきましては、関係局と連携して条例

を定めまして新たに設置する必要があると考えております。

また、同じ第14条第3項におきまして、必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるという規定もございます。この附属機関というのは、地方自治法第202条第3項で、非常勤でそれぞれの所管する業務につきまして、審議、調査を行う機関という規定がございますが、これにつきましては、現在のところ役割が明確ではございませんので、今後、文部科学省にも確認しながら検討してまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、第19条でございます。先ほど申し上げたとおり、インターネットを通じて行われるいじめが定義で規定されておきまして、第19条第3項に、いじめを受けた児童等又は保護者は、インターネット等で流される情報の削除、あるいは発信者情報の開示を請求できるという規定がございますが、この際、法務局、又は地方法務局の協力を求めることができるという規定でございます。右側でございますとおき、こうした点についての啓発活動はこれまで十分とは言えませんでしたので、啓発活動を新たに充実していく必要があるということで黒丸としております。

また、一番下の第4章、第22条、学校は、複数の教職員と専門的な知識を有する者により構成される組織をいじめの防止のために置くことができるとしております。右側を御覧いただきますと、既に東京都におきましては、中学校では平成21年度から、小学校では平成22年度から学校サポートチームというのが全校で設置されております。学校サポートチームというのは、ここに示しました学校だけではなく、児童相談所、民生・児童委員、警察などから構成される、暴力行為などの問題行動を未然防止するための協議会でございます。しかしながら、都立高校や中等教育学校、特別支援学校にはこのサポートチームがまだ設置されておきませんので、この設置に向けた取組を進めていく必要があるということでございます。

2枚おめくりいただきまして、第5章、第28条でございます。これは、先ほど申し上げました重大事態が発生した場合のそれぞれの対処が規定されておきまして、第28条は、学校の設置者又は設置する学校は、この重大事態が発生した場合に調査をする組織を設けるという規定でございます。この重大事態という定義が第1項でなされて

おりまして、1、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、2、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、この二つに該当する場合を重大事態と規定しております。これらにつきましては、これまでも重大事態が発生した場合、調査委員会、対応チーム等を設置して調査などを行っておりますが、今回のこの法律の規定を踏まえ、東京都のいじめ防止基本方針に速やかに対処できるように規定していく必要があると考えております。

下の方へ行きまして、第30条でございます。第30条は、こうした事態が発生した場合の学校の報告義務、また地方公共団体の長が更に調査結果についての調査を行うことができるといった規定、議会への報告などが規定されております。これらにつきましては、特に右側でございますが、これまでも学校はこうした事態があった場合、教育委員会への報告、また教育委員会から地方公共団体の長へ報告しておりますが、今後は、地方公共団体の長による調査の方法などにつきましては、関係局と連携して方針に反映させていきたいと考えております。

以上が、この法律の施行に伴い、今後、特に東京都教育委員会として取り組まなければならないことを中心に御説明申し上げました。今後は、国の基本方針としてどのようなものが出てくるかなどを注視しながら、努力義務やできる規定を含めて、教育庁が中心となって、確実に取り組んでまいりたいと考えております。また、関係各局と連携しながら進めていかなければなりませんので、その施行前に万全の準備をしながら、策定の準備をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問等ございますか。

**【竹花委員】** この法律は、よく議論した上で、国としてできることをそれなりに精一杯書いた法律だと感じます。それで、東京都は、この法律を受けて様々な対応を取る必要があるということもよく理解いたしました。こういうものを作りますと、形を作るということはどうしても魂が入らないということが往々にしてございます。この問題については、どの区市町村教育委員会も学校もそういうことにはしないだろうと思っておりますけれども、東京都の場合も、最近、品川区でのそのような事件もございま



す。あの事件の反省をよく踏まえて、この法律ができたからということだけではなくて、東京都の実態に合わせて、先ほど指導部長からも話がありましたけれども、やらなければならないことばかりではなくて、やることができる、あるいはやった方がいいということについて、内容を十分に加えるようによろしく願っていたと思います。

それから、これは質問ですけれども、東京都教育委員会としてやるべきことというのも御報告いただいたのですが、区市町村の教育委員会にはどういう責任がかかっているのですか。

【指導部長】 区市町村教育委員会も、東京都や国の基本方針を踏まえた区市町村ごとの基本方針を作り、学校がその方針を作る際の支援をしていかなければならないということがございます。今後は、本法律についての逐条解釈も9月には出るということがございますので、学校を支援していけるように連携してまいりたいと考えております。

【竹花委員】 区市町村の教育委員会は、恐らくそれなりに地方公共団体の議会、長とも御相談しながら新たに必要な措置を講ずると思っておりますけれども、よく連携をしていただいて、あるいは必要な指導をしていただいて対応できるようにお願いいたします。

【指導部長】 はい。

【乙武委員】 今回の法整備に合わせて、本当にあらゆる方策を練っていただいて、いろいろな対策を取って、少しでもいじめを減らしていきたいという熱意が十分に伝わってきました。ただ、どれがどれぐらい効果を生むのかというのは、正直、未知数な部分があると思うのです。

そこでひとつ、今回の法整備に合わせた対応ということとは少し話がずれてしまうのかもしれませんが、実際にこれまでしてきた取組の中で、どういったものが効果があったのか。それは都が行っている取組であったり、各学校が行っている取組で特にその効果があった事例などがあれば、それを共有していくことで、そこを重点的に広めていくなど、そうした方法もあるのかなと思いました。何か事例ごとに、この学校ではこんな取組をして、具体的にこんな効果が出たというようなことを調査して、そ

れが少しずつ共有されていくような仕組みがここに加わると更にいいのかなと思いました。

【委員長】 今の御意見で、そういう視点からこれまでの取組を見たことはありますか。

【指導部長】 例えば、スクールカウンセラーが、今回全校に配置されましたけれども、その活用の仕方などについて、区市町村教育委員会からきちんと協議会を持って聞き取ったり、あるいは警察との連携がどうなっているか、地域とどういう連携をしているか、そういう取組については連携しながらやっております。実は、本日も午後、全ての区市町村の指導室課長にお集まりいただきまして、この法律の説明をするとともに、各区市の取組については聞き取ってまいりたいと考えております。

【委員長】 乙武委員がおっしゃったのはグッドプラクティスを集めろということだと思いますが、紙媒体で出すとか、そういうことはやったことがありますか。

【指導部長】 生活指導担当の指導主事というのが各区市にありますので、その協議会とか、いじめ問題についての協議会などの各学校の良い取組については、既にリーフレットなどで配布しております。

【竹花委員】 今のことに関連して、体罰問題での調査結果をかなり広くオープンにしたことが反響を呼んで、非常にインパクトを与えたと思います。いじめについては、調査結果の詳細をあそこまでオープンにしたことが多分ないのではないかと思うのですけれども、そういう問題を含めて、これからチャンスを見て、今のグッドプラクティスも、それからその前提にある実態も少しオープンにするような方向で検討していただければとお願いいたしたいと思います。

【内館委員】 もうさんざん出ていることですが、大変にいろいろ考えていらして、ただ、これを読んだときに、例えば、検討、設置、啓発、支援、措置、整備、推進という言葉がすごく多いのです。だから、これで終わってしまわないように、とにかく具体的に進めていただきたい。これは要望です。

【指導部長】 これは第20条のところにも書いておりますが、現在、教職員研修センターでは、いじめ問題に関する研究、子供の意識や学校の取組等、様々調査しております。また、外部の有識者を招きまして、今、専門家会議も進めておりまして、そ

ここで実際に、具体的に何をすればいいのか、学校はどうするかということについて、秋を目途にその方策を検討しているところでございます。後ほど、そこでまた報告させていただきたいと思っております。

【委員長】 よろしくお願ひいたします。

4 ページの第14条第3項で、附属機関としての組織設置の必要性等についてということで、国の動向を見て決めるというか、考えるという御発言がありましたが、例えば、附属機関としてどういうものが考えられますか。

【指導部長】 これにつきましては、現在のところ、特にこういうものというイメージを持ってないでおります。第1項で示されたものは、学校、教育委員会、児童相談所、警察などが連携を図って取り組む組織ですので、この組織は具体的にイメージできるのですけれども、第3項の附属機関と申しますのは、いじめ問題対策連絡協議会との連携の下で防止対策を推進するために必要がある場合に教育委員会に置くことができるとされておまして、本来はいじめ問題対策連絡協議会でいじめ防止対策を検討できると考えております。これにつきましては、実は文部科学省に対しても確認しているところですが、具体的なお話が文部科学省からまだいただけていないということで、今後、施行までにここもはっきりさせていきたいと思っております。

【委員長】 そのうちにガイドラインみたいなものが国から出されるのですか。

【指導部長】 はい。施行の前までには、逐条解釈と合わせて基本方針、ガイドラインを出していただけると聞いております。

【委員長】 施行が9月28日でしたか。

【指導部長】 はい。ガイドライン等については、9月中旬頃と。この後、国の方で有識者を交えた会議を7回から8回開催すると聞いておまして、9月中旬には示されると確認しております。

【委員長】 分かりました。

ほかに御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

(2) 東京ジュニア科学塾について

【委員長】 報告事項（２）東京ジュニア科学塾について、説明を、指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 （２）東京ジュニア科学塾について、御報告させていただきます。

本年２月21日、第４回定例教育委員会におきまして、東京都理数教育振興施策検討委員会報告書の報告をさせていただきました。その報告を受け、小・中学校における理数教育につきましては、今年度は大きく３本の事業を進めております。１つは小学校、中学校50校ずつ指定して、先進的な取組をしていただく理数フロンティア校です。もう一つは中学生科学コンテストです。これは、高校生を対象とした科学の甲子園の中学生バージョンの全国大会を目指す取組です。そして、最後の一つは、このジュニア科学塾でございます。本日は、今週７月14日の日曜日に開講いたします東京ジュニア科学塾につきまして報告させていただきます。

概要でございますけれども、この目的は、特に科学に高い関心を持つ生徒を更に伸ばしていこうというもので、内容といたしましては、中学校の理科や数学の授業の内容にとらわれない最先端の技術を活用したものづくりなど、幅広い分野の施設を使った実験や実習を、実際に中学生に取り組んでいただくというものでございます。中学生を受け入れていただく様々な施設のキャパシティのことから、規模は中学校１年生40名とやや少なくなっております。今回は106名の中学生の申込みがございましたが、書類選考で40名にしております。

ただし、この40名以外にも参加を希望する生徒はおりますので、右側に示しましたとおり、希望する生徒全てに参加してもらえる特別講座を年間４回開設することといたしました。

特徴的なプログラムを説明いたします。左側を御覧ください。７月14日日曜日は、平成12年にノーベル化学賞を受賞しました白川英樹博士の講義がございます。白川先生からは、幼少期の体験や自然と関わっていくことの重要性などについて講義をいただく予定です。

第２回の午後では、ソニー・エクスプローラサイエンスという企業が設置している科学館で、私たちが日頃使っておりますS u i c aとかP A S M OといったI Cカー

ドの仕組みを講義していただいた後、実際にICカードを製作するという取組を用意しております。

また、第4回の午前では、芝浦工業大学におきまして、無人深海探査機“江戸っ子1号”についての技術やそれを動かす実験などに取り組んでもらいます。この無人深海探査機“江戸っ子1号”を御存知でしょうか。これは葛飾区、墨田区、大田区などの町工場が中心となりまして、実用化に向けて、現在開発している無人深海探査機でございます。後ほど説明いたします。

資料を1枚めくっていただきますと、参考といたしまして、今説明しました第2回と第4回の写真を付けております。左上の写真が中学生が製作いたしますICカードのモデルでございます、このように回路が組み込まれているということを理解します。そして、カードリーダーが左下の写真でございます、ここでコイルに電流が流れますと、方位磁石が動くという実験を中学生がしながら製作していくという内容でございます。

右側の写真は“江戸っ子1号”が新江ノ島水族館で実験をしているところでございます。“江戸っ子1号”の一番下に、何か籠のようなものが鎖でつながっておりまして、ここに重りがついております。この重りで8,000メートルの深海まで落ちていきます。この写真は水族館で海底に着床したところです。この“江戸っ子1号”には、3Dで8,000メートルの深海の魚を撮影するということと、8,000メートルの海底の泥を採ってくるという2つの機能がございまして、生徒は実際に講義を受けた後で、作動実験を体験いたします。

資料の1枚目に戻っていただきまして、今度は右側でございます。特別講座は4回用意しておりますが、6月8日土曜日の第1回では、宇宙科学研究の第一人者である自然科学研究機構機構長の佐藤先生から、宇宙は遠くを観測すれば過去が見えるといったお話をいただきました。以下、第2回と第4回は資料左側のジュニア科学塾と合同で行い、第3回は上野動物園の土居園長先生から生態系の保全などについてお話を伺うことになっております。

規模は40名と少ない事業でございますけれども、このような事業を通しまして、高い関心を持つ生徒が資質や能力を更に伸ばして、将来、科学技術を担う人材に育って

いってほしいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見等ございますか。

【内館委員】 すごくいい事業で、何てぜいたくなと思うのですが、それと同様に、選ばれなかった生徒は随分残念だったろうなと思うのですが、どういう基準で40人を選んだのでしょうか。これは40人以上では成立しない事業なのかということと、選ばれた生徒の男女比はどのぐらいなのか教えてください。

【指導部長】 まず、選考は書類選考でございまして、生徒には応募に当たりまして、受講に当たっての抱負という文章を書いてもらいました。受講の目的や自分が将来研究してみたいといった内容が具体的に書けているか、書けていないかというところで評価して選んだところでございます。また、実体験、実習を中心としていることから、キャパシティは40人が限界です。

【義務教育特別支援教育指導課長】 男女比は、男子26名、女子14名でございます。

【山口委員】 選考されてしまうというのはやむを得ないことかと思うのですが、まず、これだけの事業で106名の応募というのは、ちょっと少ないのかなと思います。私は、もっと応募が来てもおかしくないほどの非常に素晴らしい事業ではないかと思うのですが、周知の仕方や情報が、うまくいっている学校と余りうまくいっていない学校がもしあるのであれば、今後、多くの方に知っていただくことが必要なのかなと思います。

あと、内館委員もおっしゃったように、106名応募した中で選ばれなかった生徒というのは非常に残念だと思うのです。ですから、もし講師の先生に御了解をいただけるのであれば、サテライトの取組として、映像を学校の先生にもお見せするということは非常に勉強になると思いますので、そういったことも今後検討されるとよいと思います。このような素晴らしい事業が多くの子供たちに広まるように、また関心を持っていなかったけれども、映像を見たことで、こんな素晴らしい事業だったら自分も今度は応募してみようという啓発につながっていくように、その辺りも是非検討いた

できればと思います。

【指導部長】 この事業につきましては、前年度から各学校に周知してまいりました。また、申込みの状況を見ますと、かなり関心の高い生徒といたしますか、学校の中でも、科学塾に向いていると思われる生徒に働き掛けたのではないかとと思われます。科学塾において、中身は相当難しいことをやっていますが、生徒も分からないながらも、何か感心しているというような感想を抱いております。ですから、106名という数字は、もちろんもっとたくさん申し込んでほしかった部分もございますが、応募の段階で学校の方でもかなり応募する生徒を絞られたのかと思っております。

また、先ほど申し上げたように、それぞれの会場での受け入れは40名程度ですが、今後、希望する生徒はできるだけ参加できるような形で工夫したいと思っております。

【山口委員】 もう1点だけすみません。スポーツでもそうなのですが、非常に高名な方というか、メダリストなどが来て講習などをしてくださると、そのときはすごくインパクトが強くて頑張ろうとか、こうなりたいと思うのですが、それが次の日になると忘れてしまったり、行動変容にまではなかなかつながらないところが一つの悩みです。この講義を受けた生徒たちが継続して興味を持てるように、先生方には少しお手間かもしれないのですが、一、二回でも結構ですので、感想について、更に先生方からバックしていただくことがより効果を上げるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。40人だったら、私はそれができる人数だと思います。

【竹花委員】 聞き逃したかもしれませんが、科学塾をやろうと誰がどういう経緯で考えたのですか。

【指導部長】 理数教育振興施策検討委員会を昨年度進めてまいりまして、小学校のときには理科が大好きな子供の割合が大きいが、中学校になると、理科が好きな割合が減ってしまうことが話題になりました。なぜ減ってしまうのだろうかということで、理科の嫌いな生徒を増やさないためにも生徒全体を広く育てていかななくてはならないということになりました。それから、逆に、授業では物足りない、もっと高度な勉強をしたいという子供たちを伸ばしていかなくてはならないということも検討して

まいりました。そこで、先ほど申し上げたように、理数フロンティア校といったベーシックな事業と、科学塾などの高い関心を持つ生徒を伸ばしていく事業を行うことになりました。

【竹花委員】 理数フロンティア校には、今、何人ぐらい生徒がいるのですか。

【指導部長】 小学校50校、中学校50校ですので……。

【竹花委員】 そのぐらいの人数の子供たちが、理数フロンティア校で理科について手厚く知る機会、教えてもらう機会があるわけですね。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 私も自分のやっているNPO法人の活動を通じて、小学生の段階から、すごく生物が好きだったりする子供たちが少なからずいて驚かされるのですけれども、小学生を対象としたジュニア科学塾というのは余り考えておられませんか。やはり中学1年生ですか。

【指導部長】 これは中学校1年生なのですけれども、できれば高校、大学と科学への道に進んでいきたいという生徒を育てたいというのがございまして、資料の左側のプログラムに都立科学技術高校の施設の見学も入れています。高校、大学に向けて、自分は将来こういう道に進みたいという意識を中学生に育てることと、小学生の8割以上は理科の授業が楽しいとか好きだと思っていることから、今回、まずは中学生をターゲットにやっっていこうということで考えております。

【竹花委員】 もう1点、先ほど内館委員からもお話がありましたし、山口委員からもお話がありましたけれども、選ばれなかった66名の生徒の気持ちをできるだけ生かしてやるようにしてほしいと思います。申し込んで断られるのは、結構気分を害するもので、日曜日、理科のいい話が聞けるらしいと思って申し込む生徒たちをできるだけ選考することのないように対処してほしいと思うのです。ですから、106名程度であれば何とか全員受け入れることができないのかという気持ちもあるので、次年度、その点についても御検討いただきたいと思います。

【乙武委員】 先ほど指導部長からもお話があったように、理科に限らず、公教育で重点が置かれるのは基礎・基本を徹底させるという部分で、その分、もっと上を目指したいと思う子供や、もっと鍛えたら伸びていく子供が少し歯がゆい思いをした



り、伸び切れずにいたりする現状もあると思うのです。そういった中で、民間の同様の事業に参加しようと思うと、とてもお金がかかります。経済的にゆとりのある家庭のお子さんはそれでも参加できるのかもしれませんが、経済的にゆとりがない家庭で、上を目指していきたい、最先端のものに触れたいというお子さんがそういう機会になかなか恵まれないというケースはかなり多いかと思います。ですから、この取組は非常に高く評価したいと思います。

だからこそその願いです。予算的なこともあるかもしれませんが、今後、公教育を受けている子供たちがそんなにお金がかからない形で、例えば、音楽やスポーツなどの各分野のトップの方からお話が聞ける、トップのものに触れられるといった機会が科学以外の分野でも増えていくといいと感じました。

**【委員長】** 先ほど山口委員から、スポーツのメダリストの話を知ると、そのときは触発されるけれども、すぐに忘れてしまうという話がありましたが、科学の場合は比較的心に残るものだと思います。というのは、本日の資料で御覧いただきましたとおり、子供たちは物を手にとっていろいろなことをやるので、子供たちの心に相当残るのは間違いのないと思います。体験を重視するために、受け入れ側で相当多くのスタッフを準備しなければならなくなり、残念ながら40名という制限がかかってしまう。これは私がかつて在籍した大学で、一日体験化学教室を日本化学会との共同でやっていたのですが、ものすごく手がかかりました。子供たちにとって化学教室は非常にインパクトが大きいものですから、日本化学会も私のいた大学も参加人数を拡大したいのですが、なかなかそれができない。今後、この科学塾に応募してきて選ばれなかった子供たちをどうするかということは真剣に考えた方がいいと思います。

資料の右側にある特別講座に加わってもらおうということですが、この特別講座は誰でも参加できるのですよね。

**【指導部長】** はい。希望する生徒は、全員参加することができます。

**【委員長】** そうすると、別に科学塾に応募して選ばれなかったからといって特典があるわけではないですよね。66名の子供たちは、自動的に特別講座に参加することになるわけでしょう。

**【指導部長】** はい。希望した生徒は参加しています。

【委員長】 参加するということですね。

【指導部長】 はい。

【委員長】 だけれども、この特別講座は誰でも参加できるということですね。

【指導部長】 はい。

【委員長】 そうすると、熱い思いを持って願書を出して選ばれなかったけれども、東京都教育委員会が何かしてくれたという気持ちにはならないですね。

それから、竹花委員が少しお触れになったことですが、小学生はものすごく理科好きなのです。TIMSSという学力の国際比較調査みたいなものがあるのですが、小学校はものすごく高い。理科の授業が楽しいという子供の割合が直近で87パーセントであり、国際平均を超えているのです。これは最近急激に高くなっています。しかし、中学校はずっと横ばいです。中学生になると受験を意識するせいか、急速に理科に対する興味が減るという傾向があります。理科に対する興味が減らないようにするために科学塾をやるわけではないのですが、やはり中学生のときの扱いというのは大事です。そういうことも背景にあると思います。

【内館委員】 塾生はやはり40人ではないと、きめ細かい取組ができないということなのかと思います。もう一つは、抽選で外れたというのとは違って、先ほど伺ったように何かを書いて、それによって外れたとなると、外されたという意識になってしまうと思うのです。せっかく100人を超える生徒が燃えて応募してきているのですから、落としたいくないという気がすごくあるのです。それを是非お考えいただきたいです。

あと、先ほど乙武委員がおっしゃっていたように、絶対に国語塾をやるべきだと思います。言葉の乱れは、ひどいものです。しかし、子供たちは言葉にすごく関心があるのです。低学年の小学生でさえ、雨という字は窓をたたく雨粒に似ているという詩を書くわけです。こういう子供たちをやはり伸ばさなければいけないし、放置してはいけないと思います。だから、例えば、対象が中学生でも構わないのですけれども、過去のおもしろそうな古典の話をしてくれる人に、源氏物語は難しいでしょうから、とりかへばや物語などの話をしていただくのは、とても良いと思います。また、俳句、詩、漢字の成り立ち、漢字からどうやって平仮名ができてきたといった話をして

いただくのも、講師の先生によってはすごくおもしろいのではないかという気がするのです。言葉は生き物ですからどんどん変わるわけですがけれども、平安時代の言葉と今とどう変わったのかというような話も良いと思います。国語塾では、対象となる子供は選ばないで、応募があった全員に講義を受けてほしいと思います。これは要望です。

【委員長】 そうすると、全部の科目をやらなければいけないですね。

【内館委員】 そうなるとね。

【委員長】 このような事業は、確かに、ものすごいインパクトがあります。かつて、大学で同様の事業の実施したとき、化学だけについてでも大変なインパクトを子供たちに与えたのを覚えております。いろいろ御意見が出ましたので、今後の施策に是非生かしていただきたいと存じます。

よろしいですか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

### (3) 東京都における発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤の検討について

【委員長】 報告事項(3) 東京都における発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤の検討について、説明を、特別支援教育推進担当部長、よろしく願います。

【特別支援教育推進担当部長】 東京都における発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤の検討について、御報告させていただきます。

「1 現状の課題」ですけれども、東京都の公立学校における発達障害のある児童・生徒は、これまで実施してきました東京都教育委員会及び文部科学省の調査によりますと、全ての学校・学級に在籍し、とりわけ小・中学校の通常の学級には、平均値で2名から3名在籍しているとの結果が明らかになっています。学校現場では、こうした児童・生徒の対応に苦慮している現状がございます。通常の学級においても、徐々にではありますけれども、特別支援教育が浸透し、指導方法の工夫・改善が進みつつあるものの、現実には、まだまだ学級担任など一部の教員の個人的努力に依存し、

組織的な取組が不十分なため、児童・生徒一人一人の教育ニーズに十分に応えられていない課題がございます。

このため「2 検討の目的」では、こうした課題を解決するため、都内の公立小・中学校及び高等学校に在籍する発達障害のある児童・生徒に必要な、教育の内容、方法、人材育成、施設設備、教育制度といった教育基盤を明らかにし、都教育委員会が今後実施すべき施策を検討していきたいと考えております。

次に、「4 「東京都特別支援教育推進計画」との関係」ですが、都教育委員会では、これまで東京都特別支援教育推進計画に基づきまして、発達障害のある児童・生徒への支援についても特別支援教育の対象とし、全ての学校を対象に施策を展開しているところです。その中で、公立小・中学校及び高等学校では、発達障害のある児童・生徒に係る課題が顕在化しており、例を挙げれば、校内委員会等の組織、仕組みについては整いつつあるものの、支援すべき児童・生徒の情報が共有されず組織的な取組にまでは至っていないこと、通常の学級における発達障害のある児童・生徒の一人一人の特性や伸ばすべき能力への指導の方法が確立されていないこと、それから、発達障害に関する教員の専門性の更なる向上が必要であるといったことがございます。このため、今回は、特に発達障害に着目し、特別な支援について抜本的かつ具体的な施策を検討することといたしました。

1つ上に戻って「3 検討の流れ」についてですが、今後こうした検討をしていくために、仮称ですけれども、発達障害教育推進会議を設置いたしまして、年内にかけて討議、提言をいただき、その後、新たな施策を検討・実施していきたいと考えております。その中で、国への提案や区市町村教育委員会に対しての指導、助言も併せて展開していきたいと考えております。

次に、発達障害教育推進会議についてですが、右側の「5 「東京都発達障害教育推進会議（仮称）」」にありますとおり、発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤について、医療、福祉、教育など各分野の専門家の視点から多様な課題に対して討議を行っていただき、提言をまとめていただく予定です。

次のページに、東京都発達障害教育推進会議（仮称）の委員候補者（案）を記載いたしました。中教審の特別支援教育の在り方に関する特別委員会の委員長を務められ

た宮崎英憲先生を座長といたしまして、各分野から発達障害に係る豊富な、臨床・研究・支援などの経験・実績のある方々に委員をお願いしたいと考えております。

なお、各委員の候補者の方々には、本日の教育委員会への報告後、お受けいただくということでの事前の了解をいただいているところでございます。

1枚目の資料にお戻りください。東京都発達障害教育推進会議（仮称）における諮問事項としては、審議の主な内容の2に挙げている公立の小・中学校、高等学校において改善すべき課題とその方向、あるいは3と4に示しました、それぞれ児童・生徒の発達段階、あるいは障害の特性、不適應の状態といったことにどう教育が対応できるのかを柱としていく予定です。各委員の豊富な経験と見識に基づいた議論をいただき、学校現場にある課題解決のために今後東京都が目指すべき具体的方策について、提言を取りまとめていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 発達障害のある児童・生徒が、かつて予想した以上に増えているという報告を特別支援教育推進担当部長からも受けており、様々な対応を講じてきたけれども、なかなか問題が難しいということも聞いておりまして、いずれこういう検討を行おうということは予定されていたものだろうと思います。しっかり検討していただきたいと思うのですが、少しお聞きしたいのですけれども、国はこのような状況をよく知っているはずだと思うのですけれども、国の検討は今どうなっていますでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 国の検討については、これまでの特別支援教育に関する調査研究の中では、例えば、高等学校に在籍する発達障害のある生徒の指導・支援等に関するワーキンググループによる報告書が出されております。しかしながら、教育課程の編成など制度的に未整備な部分もあり、検討すべき課題は多く残されております。

また、小・中学校におきましては、国も通常の学級における発達障害児支援のための特別支援教室を設置するという構想は出されておりますが、その具体的な実施方法

や体制について検証するには至っておりません。東京都教育委員会では、国に先駆け、全ての小・中学校に特別支援教室の設置を目指し平成24年度から3年間をかけて小学校でモデル事業を実施しているところです。現在は、通級指導学級というものが拠点の学校に設置されております。発達障害のある児童・生徒は通級指導学級に通級をして、そこで指導を受けているわけですが、これからは、子供が動くのではなくて、在籍している学校に専門性のある教員が巡回してコミュニケーションの個別指導ができるような形で、進めていきたいと考えております。

【竹花委員】　　これまで特別支援教育推進担当部長からいろいろな説明を受けて、私たちも、これは学校現場においても非常に大きな課題になっていることは重々承知しているのですが、そうした課題を解決する上で、もちろん先生方を教育したり、知識を持ってもらったりするというのもすごく大事だと思うのです。しかし、そこにとどまらず、体制の問題を含めて、どうすればこの問題に、解決のための大きな前進を見ることができるのかという視点から、システムとか体制の問題に遠慮なく踏み込んで検討してほしいと思うのです。よく御存じの方々には学校現場を、そうは言っても難しいということで御遠慮されることはあるかもしれませんが、この問題は今もう新しい課題が生じている状況ですので、余りこれまでのことにこだわらないしっかりとした検討をこの委員会でしてほしいということをよろしく願いたいと存じます。

【委員長】　　今さっきワーキンググループとおっしゃったのは、中教審の特別支援教育のワーキンググループですね。

【特別支援教育推進担当部長】　　はい、そうです。

【乙武委員】　　私自身3年間、小学校で教員を務めさせていただいて、現在、教育現場での一番の課題かなと感じたのが、個人的にはこの発達障害の児童・生徒に対する対応ということでした。何が一番課題なのかと考えたときに、教員の知識であったり、理解がやはり一番かなと。というのも、彼らの特性を理解できていれば、また話は別なのでしょうけれども、そこに対する理解がない先生方は、なぜサボるのだとか、なぜきちんとやらないのだという指導になっていってしまうのです。全然、御存じないのだなというのが、はた目から見ても分かってしまう。そうすると、そういう

ふうに言われてしまった子供からは、自分もサボりたくてサボっているわけではない、自分の特性によってできないのだという苦しさがすごく伝わってくるのです。例えば、私の体を見て、なぜ逆上がりをやらないのだと言う先生は、多分いないと思うのです。見てすぐにできないと分かるので、そういった意味では、言葉が適切かどうか分からないですけれども、お互いすごく楽だと思うのです。ただ、発達障害というのは本当に目に見えないだけに、なぜできないのかという気持ちになりやすいのかなと。

先ほども各クラスに2人や3人いる状態で、各先生方が対応に苦慮しているというお話があったのですけれども、もちろん先生側、学校側からの視点で見れば、教員一人一人が苦慮しているという見方になると思うのですけれども、子供の視点に立ってみると、発達障害のある子供一人一人が苦しんでいる、困っているという視点をもっと大切にしていきたいなど。つまり、この推進会議では、どうやったらその子たちを、言葉が適切であるかどうかは分からないですけれども、きちんとさせるかということではなくて、本当にみんなと同じようにできずに苦しんでいる子たちの能力を伸ばしていくためにはどういうふうにしていったらいいのかという、学校側というよりも子供の視点に立った施策が考えられ話し合われることを強く希望しております。

【山口委員】 分からないことがあるので教えていただきたいのですけれども、この発達障害であるという認識が非常に難しいところもあるのかなと私は考えていて、また、教員サイドもそうですけれども、保護者側で自分の子供が発達障害であるということを受け入れられないところが、もしかしたら先生との関係、学校との関係の中で問題を難しくしている部分も若干あるのかと思うのです。その辺りはどうなのかを一つお伺いしたい。

それに関連して、そうなってくると家庭との連携ですね。学校現場だけではなく、家庭でどういう指導であったりということも必要になってくる。

また、先ほどいじめの問題がありましたけれども、ほかの児童・生徒たちが発達障害を理解していないと、やはりいじめにつながっていくという、いろいろな関連性も出てくると思うので、その辺りでもお聞かせいただければと思うのです。

【特別支援教育推進担当部長】 発達障害をどういう形で認識しているのかという

ことですが、先ほど言いました東京都教育委員会の調査も、文部科学省の調査も、何か検査を受けた上でこの子がこういう発達障害であると判断したわけではございません。担任教員の目で見、気になる子の支援の必要性、例えば、行動に多動があったり、コミュニケーションが取れない、あるいは学習面でつまずきがあるという観点で捉えたものでございます。

それから、山口委員がおっしゃるように、保護者の受容というのが非常に重要だと思います。早期からの発達障害のある子供や親への支援が今回の検討の中でも求められてくると思います。教育側から言えば、学齢前の福祉、療育の機関と連携し、その中で保護者の方々と情報を共有していく必要があると考えております。今、発達障害者支援法では脳機能の障害と位置付けており、発達障害は家庭教育、あるいは親の教育の問題ではないのだということも十分に情報提供するとともに就学後に実施する支援についてもお話しし、保護者の理解を進めていきたいと思っております。今回の検討の中で、有識者の中にはそういった領域に詳しい方もいらっしゃいますので、是非検討していきたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月25日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会平成25年度第1回総会等

7月18日(木)・19日(金)

愛知県

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございます。7月25日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたします。

また、全国都道府県教育委員会連合会平成25年度第1回総会等、7月18日、19日、



愛知県で開催されます。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、以上で本日の教育委員会を終了いたします。

(午前11時17分)